

有料老人ホームに関する景品表示法違反事件一覧

平成 22 年 4 月 9 日 (金)

消費者庁表示対策課

1 法的措置

番号	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	平成 15 年 (排)第 2 号 (15.4.16) 石川ライフ クリエート 株式会社	石川ライフクリエート株式会社は 平成 14 年 4 月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド 輝 N o. 20」及び遅くとも同月ころ以降、重要事項説明書に添付して入居希望者に配布した「介 護サービス一覧表」において、介護一時金等を徴収することによって、あたかも、介護保険 給付金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して 提供するかのよう 平成 13 年 1 月ころ以降に配布したパンフレット又は同年 7 月 1 日付けの重要事項説明 書において、あたかも ア 施設内に医師を配置して充実した医療サービスを実施し、当該医師による健康相談が毎 月 4 回実施されているかのよう イ 機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのよ うに ウ 全居室南向きであるかのよう それぞれ表示していたが、実際には、これらの表示は、いずれも事実と異なるものであった。	第 4 条 第 1 号
2	平成 15 年 (排)第 3 号 (15.4.16) 伊豆ヘル ス・ケア株 式会社	伊豆ヘルス・ケア株式会社は 平成 13 年 1 月ころ以降に配布したパンフレットにおいて、あたかも、隣接する協力医療 機関が入居者のために 24 時間の医療体制を採っているかのよう 平成 13 年 1 月 1 日付けの重要事項説明書において、あたかも、常勤の看護職員を 1 名 配置しているかのよう 前記パンフレットにおいて、あたかも、入居者に対する定期健康診断と定期健康相談を無 料で実施しているかのよう それぞれ表示していたが、実際には、これらの表示は、いずれも事実と異なるものであった。	第 4 条 第 1 号 第 2 号
3	平成 15 年 (排)第 4 号 (15.4.16) 株式会社サ ンリッチ三 島	株式会社サンリッチ三島は 平成 14 年 4 月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド 輝 N o. 20」及び同年 1 月 1 日付けの重要事項説明書において、あたかも、一般居室から介護 居室へ移る場合、別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのよう 前記重要事項説明書において、あたかも、夜間に要支援者・要介護者 6 名当たり介護職員 1 名を配置しているかのよう 平成 12 年 4 月ころ以降に配布したリーフレットにおいて、あたかも、全居室が南向きで あるかのよう それぞれ表示していたが、実際には、これらの表示は、いずれも事実と異なるものであった。	第 4 条 第 1 号 第 2 号
4	平成 16 年 (排)第 18 号 (16.10.18) (株)クリス タル介護設 センター	(株)クリスタル介護施設センターは、 ケアファースト彦根の入居者に対して行う介護サービスについて、遅くとも平成 15 年 2 月 ころから平成 16 年 5 月ころまでの間に入居希望者に配布したパンフレット及び遅くとも平成 14 年 11 月ころから平成 16 年 6 月ころまでの間にインターネット上に開設したホームページ において、あたかも、入居者が医療機関に入院している間には、ケアファースト彦根の職員が、 入居者に対して食事介助及び身体の清拭 <small>せいしき</small> を行うかのよう 夜間の看護体制について、前記パンフレット、前記ホームページ等において、あたかも、 ケアファースト彦根において、常時、24 時間の看護体制を採っているかのよう 健康管理体制について、前記パンフレット及び前記ホームページにおいて、あたかも、入居 者に対する健康診断を定期的実施するかのよう それぞれ表示していたが、実際には、これらの表示は、いずれも事実と異なるものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号 (改正法の 施行前に係 る行為につ いては第 4 条第 1 号)

番号	事件名	事 件 概 要	違反法条
5	平成 18 年 (排)第 2 号 (18.3.13) (株)川島コーポレーション	<p>(株)川島コーポレーションは、遅くとも平成 16 年 10 月ころ以降、同社が営むサニーライフ幕張の入居希望者に配布したパンフレットにおいて、以下の表示を行っていた。</p> <p>サニーライフ幕張の建物外観の写真を大きく掲載していたが、サニーライフ幕張の土地及び建物は(株)川島コーポレーションが所有していないにもかかわらず、そのことを明りょうに記載していなかった。(有料老人ホーム等告示第 1 項)</p> <p>「できるだけ近いところの介護施設を…」, 「介護施設の充実はもちろん、携わる介護スタッフのスキルアップを常に図り、介護に対する最新のカタチとノウハウを追求しています。」, 「不安のない介護体制と信頼の協力病院」と記載していたが、サニーライフ幕張の入居者に対する介護サービスは、(株)川島コーポレーションとは別の事業者が提供しているものであり、(株)川島コーポレーションは、自ら介護サービスを提供するものでないにもかかわらず、そのことを明りょうに記載していなかった。(有料老人ホーム等告示第 8 項)</p>	第 4 条 第 1 項 第 3 号 (有料老人ホーム等告示)
6	平成 18 年 (排)第 3 号 (18.3.13) (株)ライフケアサービス	<p>(株)ライフケアサービスは、遅くとも平成 16 年 10 月ころから平成 17 年 9 月ころまでの間、同社が営む「ビバリーライフ横浜」と称する高齢者向け賃貸マンション(以下「マンション・ビバリーライフ横浜」という。)の入居者に対し同社が提供する介護サービスの利用希望者に配布したパンフレットにおいて、マンション・ビバリーライフ横浜における看護体制について、あたかも、常時、24 時間看護師が常駐する看護体制を採っているかのように表示していたが、実際には、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの 1 年間において、(株)ライフケアサービスの看護師が夜間勤務していない日が 200 日以上あり、マンション・ビバリーライフ横浜において、常時、24 時間看護師が常駐する看護体制を採っているものではなかった。(景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号)</p> <p>(株)ライフケアサービスは、遅くとも平成 17 年 10 月以降、同社が営むビバリーライフ横浜(有料老人ホーム)の入居希望者に対し閲覧可能な状態にしている神奈川県ホームページに掲載されている有料老人ホーム重要事項説明書において、ビバリーライフ横浜における夜間に勤務する最少の介護職員等の数について、あたかも、夜間における最少の介護職員等の数が 8 人であり、また、夜間における最少の看護職員等の数が 2 人であるかのように表示していたが、実際には、ビバリーライフ横浜における夜間の最少の介護職員等の数は 2 人であり、また、夜間に勤務する看護職員等の数は配置していない又は 1 人であり、有料老人ホームの介護職員等の数について、夜間における最少の介護職員等の数を正しく記載しておらず、その最少の数を明りょうに記載しているとはいえなかった。(有料老人ホーム等告示第 10 項第 3 号)</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 3 号 (有料老人ホーム等告示)

番号	事件名	事 件 概 要	違反法条
7	平成 19 年 (排)第 5 号 (19.2.8) (株)原弘産	<p>(株)原弘産は、同社が営む「シニアウエルス下関」の入居者募集に関し、平成 17 年 6 月から平成 18 年 6 月までの間、パンフレットにおいて、以下の表示を行っていた。</p> <p>あたかも、シニアウエルス下関に、例えば、看護師を常時 24 時間配置するかのように表示していたが、実際には、平成 17 年 6 月から平成 18 年 6 月までの間、看護師を昼夜を問わず全く配置していなかった(第 4 条第 1 項第 1 号)。</p> <p>あたかも、シニアウエルス下関の入居者に対する健康診断をシニアウエルス下関自身が定期的実施するかのように表示していたが、実際には、遅くとも平成 16 年 10 月ころ以降、シニアウエルス下関自身は、入居者に対する定期健康診断を実施していなかった(第 4 条第 1 項第 1 号)。</p> <p>シニアウエルス下関と医療機関との協力関係について、「健康相談・健康診断などは、「シニアウエルスシリーズ」にほど近い提携病院が行います。」と記載していたが、シニアウエルス下関と協力関係にある医療機関について、その名称及び診療科目等の協力の内容を明瞭に記載していなかった(有料老人ホーム告示第 7 項)。</p> <p>シニアウエルス下関の入居者に提供する介護サービスについて、「看護師、介護福祉士、ホームヘルパーなど常駐。」、「万が一寝たきりになられた場合も、必要なサービスを受けることができる住宅です。」等と記載していたが、シニアウエルス下関の入居者に対する介護サービスは、原弘産がシニアウエルス下関とは別に経営している訪問介護事業所が提供しているところ、シニアウエルス下関自身が当該介護サービスを提供するものでないにもかかわらず、そのことを明りょうに記載していなかった(有料老人ホーム告示第 8 項)。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 3 号 (有料老人 ホーム告 示)
8	平成 19 年 (排)第 6 号 (19.2.8) (株)ディア・レスト三次	<p>(株)ディア・レスト三次は、同社が営む「ケアホームディア・レスト三次」の入居者募集に関し、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>平成 17 年 4 月から平成 18 年 9 月までの間、ケアホームディア・レスト三次の建物外観のイラスト又は写真を掲載していたが、ケアホームディア・レスト三次の土地は、同社が所有していないにもかかわらず、そのことを明りょうに記載していなかった(有料老人ホーム告示第 1 項)。</p> <p>平成 17 年 4 月から平成 18 年 7 月までの間、ケアホームディア・レスト三次と医療機関との協力関係について、あたかも、ケアホームディア・レスト三次の入居者に対し、協力関係にある 4 医療機関の医師が定期的な往診を実施し、また、当該 4 医療機関と 24 時間の協力関係があるかのように表示していたが、ケアホームディア・レスト三次の「協力医療機関」と表示されている 4 医療機関のうち、2 医療機関とは医師が定期的な往診を実施する協力関係がなく、さらに、当該 2 医療機関のうち、1 医療機関とは 24 時間の協力関係がないことから、記載されている内容は事実と異なるものであり、医療機関との協力の内容を明りょうに記載していなかった(有料老人ホーム告示第 7 項)。</p> <p>平成 18 年 2 月から平成 18 年 4 月までの間、ケアホームディア・レスト三次の夜間における最少の介護職員の数について、あたかも、夜間における最少の介護職員の数が 16 人又は 13 人であるかのように表示していたが、ケアホームディア・レスト三次の夜間における最少の介護職員の数は 2 人であることから、記載されている内容は事実と異なるものであり、有料老人ホームの夜間における最少の介護職員の数を明りょうに記載していなかった(有料老人ホーム告示第 10 項第 3 号)。</p>	第 4 条 第 1 項 第 3 号 (有料老人 ホーム告 示)

番号	事件名	事 件 概 要	違反法条
9	平成 19 年 (排)第 7 号 (19.2.8) (株)ハピネライフケア	<p>(株)ハピネライフケアは、同社が営む「有料老人ホーム高砂苑」の入居者募集に関し、遅くとも平成 16 年 10 月から平成 18 年 10 月までの間、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>例えば、あたかも、高砂苑に常時、看護師を 24 時間配置するかのように表示していたが、実際には、平成 17 年 9 月 16 日から平成 18 年 10 月ころまでの 1 年を超える期間において、看護師は夜間勤務を行っておらず、看護師が高砂苑に 24 時間常駐していた日は皆無(0 日)であり、平成 16 年 9 月 16 日から平成 17 年 9 月 15 日までの 1 年間に於いては、看護師が夜間勤務を行い高砂苑に 24 時間常駐していた日は 120 日程度であった(第 4 条第 1 項第 1 号)。</p> <p>「介護付き終身利用型」と称する利用形態の居室の入居に係る費用について、あたかも、高砂苑の入居者は、入居時に、コース別に定められた入居金を一時金として支払い、かつ、パンフレット及びホームページに記載された家賃、管理費等の金額を毎月支払うことにより、専用居室、共用施設、その他サービスを生涯利用することができるかのように表示していたが、実際には、パンフレット及びホームページに記載された、高砂苑の入居者が毎月支払う家賃、管理費等の額は、入居後 110 か月目までのものであって、入居後 111 か月目以降は、パンフレット及びホームページに記載された額よりも高い額の家賃、管理費等を支払わなければ、専用居室、共用施設、その他サービスを生涯利用することができないものであった(第 4 条第 1 項第 2 号)。</p> <p>高砂苑と医療機関との協力関係について、「万一の際も、24 時間体制で迅速に対応し、提携・協力病院で治療を受けていただきます。」等と記載していたが、高砂苑と協力関係にある医療機関について、その名称及び診療科目等協力の内容を明りょうに記載していなかった(有料老人ホーム告示第 7 項)。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号、 第 2 号 及び 第 3 号 (有料老人ホーム告示)

2 警告

番号	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	1 社 (12.11.10)	<p>有料老人ホームは、介護サービスについて、社団法人全国有料老人ホーム協会が発行する「会員ホームガイド 輝」において、「介護付終身利用型」、「常時介護が必要な場合、共用の介護居室（個室又は4人室）で対応します。特別養護老人ホーム・老人保健施設等に介護を委ねることはありません。医療機関への入院は傷病の治療や検査を目的としたものに限られます。」等と記載し、また、重要事項説明書の介護サービス一覧表に、介護居室での入浴サービスは「週2回以内特殊浴槽を利用します。」と記載し、あたかも、常時介護が必要となった場合には、施設内において終身にわたり介護サービスを提供し、また、施設内に設置されている特殊浴槽を使用した入浴サービスを提供しているかのように表示していたが、実際には、施設内においては、介護居室が1室しかないため、常時介護が必要な者に対する介護サービスを介護居室で提供しておらず、また、特殊浴槽を設置していないため、これを利用した入浴サービスを提供しておらず、隣接する病院に要介護者を移していたものであって、介護付終身利用型の施設として提供すべき介護サービスを提供しているとはいえないものであった。</p>	第4条 第1号
2	4 社 (13.6.29)	<p>有料老人ホームは、介護サービスの内容について、自らが発行する広告物等において、「診療所部門（診療所）」、「提携協力病院」、「医療法人 病院」、「姉妹施設 老人保険施設」と、あたかも、施設内に提携診療部門や協力病院があり、また、老人保険施設と姉妹施設の関係にあるかのように表示していたが、実際には、「診療所部門（診療所）」と表示された施設は、隣接する一般の医療機関であり、「提携協力病院」等と表示された施設は、当該有料老人ホームとは協力関係がなく、また、「姉妹施設 老人保険施設」と表示された施設は、当該有料老人ホームとは姉妹施設の関係になかった。</p>	第4条 第1号
3	(株)ベストライフ (20.3.28)	<p>(株)ベストライフは、同社が営む有料老人ホーム「ベストライフ東札幌」、「ベストライフ札幌西」、「ベストライフ仙台南」及び「ベストライフ仙台東」の入居者募集に関し、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>平成18年7月ころから平成19年9月ころまでの間、サービスの内容について、「安心の介護・医療体制で、24時間ご入居者を見守ります。」、「安心の医療24時間体制」、「協力医療機関と健康管理室（看護職員、介護ヘルパー）の連携による医療体制を確立。いざというときも安心です。」、「介護ヘルパー 看護職員 日々の介護・健康管理」等と記載することにより、あたかも、看護職員を24時間配置して入居者の健康管理を行っているかのように表示しているが、実際には、午後6時から翌日午前9時までの間は看護職員を配置していない。（第4条第1項第1号に違反するおそれ）</p> <p>平成18年7月ころから平成19年9月ころまでの間、施設・設備の内容について、「居室内にTV電話。」等と記載するとともにテレビ電話の写真を掲載すること等により、あたかも、全居室にあらかじめテレビ電話が設置されているかのように表示等しているが、実際は、いずれの居室にもあらかじめテレビ電話は設置されていない。（第4条第1項第1号に違反するおそれ）</p> <p>平成17年9月ころから平成19年11月ころまでの間、土地及び建物について、「構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建」等と記載の上、施設の敷地及び建物外観のイラスト等を掲載しているが、実際は、同社が所有していないにもかかわらず、そのことを明りょうに記載していない。（有料老人ホーム告示第1項）</p>	第4条 第1項 第1号 及び 第3号 (有料老人ホーム告示)

番号	事件名	事 件 概 要	違反法条
4	(株)ふとみ総合施設 (20.3.28)	<p>(株)ふとみ総合施設は、同社が営む有料老人ホーム「公楽苑」の入居者募集に関し、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>平成 18 年 11 月ころ以降、利用料金・入居費用について、「賃貸方式の介護付有料老人ホームだから、高額な保証金は一切かかりません。この内容でこの価格 お 1 人様 月々 110,100 円 <税込み>より (1日3食付/本館Cタイプお一人様月額基本料金)」、「ご自宅と変わらぬくつろぎの空間」等と記載するとともに「C-タイプ 3LDK」と称する居室の間取り図を掲載することにより、あたかも、110,100 円の月額基本料金は、当該居室を 1 名で利用した場合の料金であるかのように表示しているが、実際には、公楽苑の本館Cタイプの月額基本料金は、当該居室を 3 名で利用した場合の 1 名当たりの料金である。(第 4 条第 1 項第 2 号に違反するおそれ)</p> <p>平成 18 年 11 月ころから平成 19 年 11 月ころまでの間、介護職員について、「有資格者の職員による介護サービスと夜間看護体制」と記載の上、「介護サービスを提供する職員全員が有資格者。」と記載しているが、介護に関する資格を有する介護職員の数が記載されておらず、介護に関する資格を有する介護職員の数を常勤又は非常勤の別ごとに明りょうに記載していない。(有料老人ホーム告示第 11 項)</p> <p>平成 18 年 11 月ころ以降、入居者から支払を受ける費用について、「入居時にお部屋のタイプ別に 1 ヶ月分から 2 ヶ月分の利用料(税抜き価格)を協力金としてお納めいただきます。」と記載しているが、実際は、内訳となる費目が記載されておらず、入居者から支払を受ける費用の内訳を明りょうに記載していない。(有料老人ホーム告示第 12 項)</p>	第 4 条 第 1 項 第 2 号 及び 第 3 号 (有料老人ホーム告示)
5	(有)おいらーく (20.3.28)	<p>(有)おいらーくは、同社が運営する有料老人ホーム「うらら伏古」及び「せんり」の入居者募集に関し、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>遅くとも平成 18 年 1 月ころから平成 19 年 10 月ころまでの間、サービスの内容について、「健康管理サービス 定期健康診断(年 1 回)」等と記載することにより、あたかも、うらら伏古及びせんりの入居者に対する健康診断を自らがうらら伏古又はせんりにおいて定期的実施するかのように表示しているが、実際には、うらら伏古にあっては遅くとも平成 18 年 1 月ころ以降、せんりにあっては遅くとも平成 18 年 4 月ころから平成 19 年 10 月ころまでの間、自らはそれぞれの入居者に対する定期健康診断を実施していない。(第 4 条第 1 項第 1 号に違反するおそれ)</p> <p>遅くとも平成 18 年 4 月ころから平成 19 年 10 月ころまでの間、施設の内容について、「共用施設」の欄に「医務室兼相談室」等と記載すること等により、あたかも、うらら伏古及びせんりに医務室が設置されているかのように表示しているが、実際には、医務室は設置されていない。(第 4 条第 1 項第 1 号に違反するおそれ)</p> <p>遅くとも平成 18 年 4 月ころから平成 19 年 10 月ころまでの間、土地及び建物について、「施設概要」と記載の上、「敷地面積 1378.93㎡」及び「建物構造 鉄筋コンクリート構造 3 階建て」と記載等しているが、実際には、うらら伏古の土地及び建物並びにせんりの土地は(有)おいらーくが所有していないにもかかわらず、そのことを明りょうに記載していない。(有料老人ホーム告示第 1 項)</p> <p>遅くとも平成 18 年 9 月ころから平成 19 年 2 月ころまでの間、医療機関との協力内容について、「協力医療機関の名称」の欄に「医療法人社団豊生会 東苗穂病院」、「(協力の内容)」及び「訪問診療」と記載することにより、あたかも、うらら伏古の入居者に対し、医療法人社団豊生会東苗穂病院の医師が訪問診療を実施するかのように表示しているが、実際には、うらら伏古と当該医療機関との間に、当該医療機関の医師がうらら伏古の入居者に対し訪問診療を実施する協力関係はなく、当該記載内容は事実と異なるものであり、有料老人ホームと医療機関との協力の内容を明りょうに記載していない。(有料老人ホーム告示第 7 項)</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 3 号 (有料老人ホーム告示)